**令和５年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会**

**ケアマネジメント推進部会**

**日時　令和６年２月６日（火）**

**午後５時から午後７時まで**

**場所　大阪府立障がい者自立センター**

**１階　大会議室**

○事務局

「令和５年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会」を開催いたします。

　委員の皆さま方には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、事務局の障がい福祉室地域生活支援課の柚木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　はじめに、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長の高橋よりご挨拶をいたします。

○事務局

今、ご紹介のありました地域生活支援課長の高橋です。第２回大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆さま方には、大変お忙しい中、自立センター（大阪府立障がい者自立センター）までお越しいただき、本当にありがとうございます。

　前回、本部会で議論いただきました、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けての提言」につきましては、令和５年７月に本部会から市町村へ発出し、現在、それを活用しながら、各市町村は障がい福祉計画の見直しを行っていただいているところです。

　この提言につきましては、様々なところから「よくまとまっている。」というご意見をいただいております。本当にありがとうございました。

　本日は、主任相談支援専門員の役割や、地域移行を進めるための地域生活促進アセスメント事業を事務局から説明し、委員の皆様にご議論いただき、様々なご意見を賜りたいと考えております。約２時間程度の時間ではありますが、皆さまの豊富なご経験や深い見識により、忌憚なくご議論いただきたく思います。

　簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、本日ご出席の委員の皆さまを、部会長と委員氏名を５０音順でご紹介いたします。

　東大阪大学こども学部こども学科教授の潮谷光人さま。部会長です。

　関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科准教授の小口将典委員です。

　門真市保健福祉部障がい福祉課長の木本吉則委員です。

　社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団基幹相談支援センター所長の児玉祐子委員です。

　なお、宮﨑委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席です。

　本日は、４名の委員が出席されていますので、本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

　続きまして、事務局ですが、私ども地域生活支援課及び障がい者自立相談支援センターの担当職員が出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料を確認させていただきます。本日の次第、委員名簿、配席図になります。

　資料１としまして、「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」の導入編と本編。

　資料２としまして、「地域生活促進アセスメント事業の概要説明資料」。

　資料３としまして、「ケアマネジメント推進部会運営要綱」。

過不足等ございませんでしょうか。

　なお、本会議は、大阪府会議の公開に関する指針及び本部会運営要綱第９条の規定に基づき公開とさせていただいております。本日、議事録等作成のため、録音をさせていただいておりますので、事前にご了承願います。

　それでは、本日の議事に入らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、

部会長にお願いしたいと存じます。部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

改めまして、潮谷です。よろしくお願いいたします。

　今回、第２回のケアマネジメント部会（大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会）になるかと思います。この度は、大阪府の相談支援専門員人材育成ビジョンの中に「主任相談支援専門員の役割」を追記するということについてご議論をしていただければと思っております。

　４月から総合支援法（障害者総合支援法）の改正の中で、実際に協議会で会議体に位置づけることも明確になっていきます。その中においても、主任の役割ということをしっかりと作っていかなければならないということもありますし、大阪府の場合は、委託相談と基幹相談とそして、特定相談という三層構造という形をしている市と、そうではない市。また基幹の役割も市によって少し違っていたりしますので、そこの中で主任相談支援専門員という役割がどのような役割かということ。それにはいくつかのパターンがあるのではと思っておりますので、皆さんのご見識を踏まえて、「この形」というものが提案できるなどいろいろあると思いますので、本日は様々な提案をしていただければと思っております。

　今日の議論をまとめたうえで、令和６年度報酬改定もありますので、その中で主任の評価ということが実際のことも踏まえて、今年（令和６年）の５月頃に市町村にこの人材育成ビジョンということを提示できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、議題１について説明をお願いいたします。

○事務局

　はい。大阪府地域生活支援課の小寺です。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。議題１を説明いたします。

　右肩に「資料１」と書いてある分をご覧ください。「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン主任相談支援専門員の役割」の導入編です。導入編は、この会議の中だけで使用をさせていただきまして、次の本編を人材育成ビジョンに付けたいと考えております。

　まず、導入編を１枚めくっていただきますと、今現在の大阪府の人材育成ビジョンにつきまして、主任相談支援専門員については、以下のとおり掲げております。主任相談支援専門員に求められる力といたしましては、「支援困難ケースへの対応など高度な相談支援能力」、「スーパーバイズや人材育成を含んだ相談業務全般のマネジメント能力」、「地域課題を的確に把握して、新たな社会資源を開発する能力」。２つ目の項目といたしまして、主任相談専門支援員の役割は、「地域において地域づくり、人材育成、困難事例への対応などを担っていただくことが重要だと考えますよ」と。

　１点目が、「自立支援協議会など、地域の相談支援体制について協議する場へ参画するなど地域の中核的な役割を果たしてください。」。２点目が、「大阪府が実施します相談支援従事者の初任者研修・現認研修で行うインターバルの実習生の受入れ、あとそれの参画そして受講生への指導的役割を行ってください。」。３点目が、「主任相談支援専門員養成研修の企画立案への参画及び、同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。」。ということで今現在、大阪府の相談支援専門員人材育成ビジョンの中では、主任相談支援専門員の役割をこれだけしか書いておりません。これをもう少し具体化していきたいと思っています。

　具体化をしていくにあたって、何が課題になっているのか。次のページをご覧ください。課題といたしまして、この人材育成ビジョンというものは、掲げてはいるものの、現場レベルでは浸透しておらず、府内市町村の主任相談支援専門員は、以下の問題を抱えております。

　これは、実際に昨年度（令和４年度）実施しました、主任相談支援専門員フォローアップ研修会で主任の皆さんに回答いただいたアンケートです。大きな項目といたしまして一つ目。「主任になったけれども、変化がありません。」と。「主任相談支援専門員になったが、人材育成の取組みに変化は感じません。」、「地域でも大きな変化はありません。」、「地域でそもそも、主任と認識されていません。」、「主任相談支援専門員としての活動は、特に意識をしていません。」、「主任として特別何かに取り組めたことがない、特に動いていない。」と。

　二つ目の項目で、「他事業所との連携」です。「他事業所の職員の場合、連続した関わりが難しい。」、「他事業所から育成を求められることがほぼない。」、「他事業所の運営やケース対応に課題がある場合も助言や指導がし辛い。」と。めくっていただきまして、次の項目で「時間がない。」、「ケース対応に追われていて、時間がありません。主任としての業務もできません。」、「日常業務に追われて、時間的にも精神的にも余裕がない」と。「具体的な場を誰かに設定をして欲しい。ゆっくりと話し合える時間を作りたい。」と。

　その他といたしまして、「自立支援協議会との連携が難しい。」とか、「主任の役割を明確化して欲しい。」、「地域で主任が１人なので、協力者が欲しい。」ということで、まとめといたしましては、「市町村ごとに主任の役割が明示されておらず、主任自らも積極的な働きかけをしていないため、何をすればよいかわからない。また、役割が明記されていないために、他事業所への遠慮が生じて、指導や助言など介入しにくい。」と。「通常業務の負担軽減ができていないため、主任業務ができません。」ということを今、いただいています。

　この課題に対応ということで３番です。次のページをご覧ください。ケアマネ部会（ケアマネジメント推進部会）におきまして、「主任相談支援専門員の役割を具体的に示すビジョンを策定して、大阪府内の市町村に提言していきたい。」と。大阪府内市町村は、本部会のビジョンをベースに地域の実情に応じた主任相談支援専門員の役割を策定して、管内の相談支援事業所等に明示する必要があります。

　ただ、一方で本日、厚労省（厚生労働省）のホームページにも掲載をされていたのですが、令和６年の報酬改定に伴いまして、地域の中核的な役割を担う事業所への加算として、主任相談支援専門員の助言や指導等の評価の制度が導入されると。

　あと、こちらには書いていないのですが、来月（３月）くらいに厚労省から『相談支援マニュアル』というものが発出される予定だと聞いております。そのための研修も、この２月や３月にありますので、そのあたりの国の動きを注視しつつ、本日、委員の皆さまからご意見を頂いたことも踏まえて、最終は、次のケアマネ部会で主任相談支援専門員の人材育成も固めたいと思っています。そこで固めてから、市町村へ発出をしていきたいと思っています。

　今、大阪府が考えております、現状の人材育成ビジョンに基づくものといたしまして、本編をご覧ください。本編を１枚めくっていただきますと、主任相談支援専門員につきましてはやはり、地域の中核的な役割を担って欲しいということで、大きな項目として、「地域の中核的な役割」。そしてポイントといたしましては、「１人で抱え込まない。皆で考える相談支援体制をつくろう」と。そして項目が、「地域の相談支援体制を充実させるための企画運営」として、１番から５番まであります。「相談支援専門員が行う個別支援を支えるために地域づくりを行いましょう。」と。「多様なニーズに応じた地域生活を実現させるための多職種間のつながりづくりをしましょう。」と。「自立支援協議会などを通じた社会資源の開発、地域住民との関係も構築してください。」。「自立支援協議会は、単なる議論の場ではなく、結果が出るように企画運営をしてください。」。「自立支援協議会が形骸化している場合は、行政と連携をして活性化をさせましょう。」と。

　次のページにいきまして、「他事業所への個別事例の指導や助言」ということで、６番から１０番まで設定をしております。「地域の相談支援事業所や初任者を定期的に訪問をして、顔の見える関係を構築していきましょう。」と。そして７番目。「大阪府相談支援専門員研修のインターバルの受入れを通じて地域の初任者とのつながりを作りましょう。」と。そして８番目。「地域の相談支援専門員が抱えている不安に対して、ほかの取組みなども紹介しながら安心感を与えましょう。」と。９番目。「ほか事業所の困難な個別事例については、自立支援協議会で検討をして、重層的支援体制につなげていくよう助言をしてください。」と。そして１０番目。「他事業所へ加算取得の方法や報酬計算などのサポートも行ってください。」ということが地域の中核的な役割として１番から１０番を設定させていただいております。

　１枚めくっていただきますと、次が大きな項目といたしまして、「人材育成」です。ポイントとしては、「人材育成に従事している指導者、主任相談支援専門員の指導者だという自覚を持つことが重要ですよ。」と。「地域の相談支援専門員を育成しましょう。」ということで、１１番ですね。「地域で必要な研修会を定期的に企画して、グループスーパービジョンを実施してください。」と。次に「自立支援協議会などで開催する研修会を中核的な役割で運営をしてください。」と。次に、「大阪府相談支援従事者研修初任者・現任で行う地域のインターバル生を受け入れてください。」と。

　広域的な相談支援専門員の育成といたしましては、「大阪府の相談支援従事者研修、初任・現任・主任と３種類あるのですが、そちらに講師やファシリテーターとして年１回以上は参画をして欲しい。」と。最後に、「隣接した圏域の主任相談支援専門員と連携をした研修会を企画運営して欲しい。」ということで、これらが人材育成の項目です。

　最後ですが、「その他」といたしまして、「主任相談支援専門員の働き方の見直し」ということで、「通常の業務をしながらプラス主任業務を行うことは過度な負担になります。週当たりの主任業務に要する時間数を計算しましょう。」と。「主任業務に要する時間数を軽減するため、主任加算を活用しながら主任の通常業務の一部をほかの職員が担いましょう。」と。

　今回、報酬改定を見たのですが、主任加算が指定特定（指定特定相談支援事業所）の事業所で約３倍に上がっていました。ただ、条件が付けられているのですが。１００単位から３００単位まで確か、上がっています。

　「主任相談支援専門員の配置数」ということで、やはりエリアで１人だけでするよりも、２人、３人でしたほうが業務は分散されますので、「配置数を増加させることで、業務を分散させ、主任相談支援専門員への負担を軽減しましょう。」と。「市町村は、サービス受給者数や管内の相談支援専門員数を勘案して、主任相談支援専門員の適当な配置数を添えて、それに基づいた働きかけを行ってください。」と。

　次のページをご覧ください。やはり、その主任相談支援専門員につきましては、配置される事業所、基幹センター、委託相談、指定特定によってそれぞれ求められる業務が変わってくるのではないかと考えております。先ほどお話をいたしました、１から１５までの項目の業務につきまして、基幹センターはすべて担って欲しいと。委託相談については、黒丸が付いている所ですね。「顔の見える関係を構築してください。」とか、「インターバルを受け入れて、初任者とつながってください。」とか、「地域の相談支援専門員を個別で安定させてください。」と。そして、「個別事例については、自立支援協議会で検討するように促していってください。」と。

　「計画相談」のところで、１３番で「インターバル生の受入れと、あと、講師やファシリテーターとして参画してください。」と。基幹センターよりも委託相談のほうがやる項目が少なくなったこと。更に指定特定となってくると、もう少し狭くなってくるのではと考えております。

　基幹センター未設置の市町というものが大阪府内でまだ７つあるのですが、この７つにつきましては、当面は委託相談が担って欲しいと。その７つにつきましても今のところ、「令和８年度までにすべて設置します。」という回答をいただいています。

　「最後に」というところをもう１枚めくっていただきますと書いてありますが、「地域によって主任相談支援専門員の役割や仕事の範囲が違います。」と。ただし、根本的に求められるものは、地域のリーダー。リーダーとしての役割です。「主任相談支援専門員は、主体的に動いて、そして地域のリーダーという自覚を持って業務に取り組んでください。」と。府内市町村で、主任相談支援専門員の役割が整理できていない場合につきましては、「早期に役割を整理して、管内の相談支援事業所等に明示するようにお願いいたします。」ということで括っております。

　次のページは参考で、今現在の府内市町村の主任相談支援専門員の研修の修了者数です。人口比で多い所は、やはり大阪市ですが、次に堺市、豊中市。そして、東大阪市が思ったより少ないのですね。７人。合計大阪府内で２２０人という状況です。基幹と委託と指定特定とその他があるのですが、その他が行政の方です。

　一番最後のページには、「主任相談支援専門員の活動状況の好事例」を付けています。例えば、上から２つ目の白丸で、「主任相談支援専門員の連絡会をきちんと立ち上げて、主任の役割をどのように担うかということを議論しています。」とか、人材育成のところで、下から２つ目の丸なのですが、「新しく立ち上げる事業所に向けた無料でコンサルテーションをしています。」という主任もいます。

　以上、この本編につきましては、今現状で大阪府が考えております人材育成ビジョンになっています。委員の皆さま方には、ご意見をいただければとおもいます。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。事務局からご説明をいただきました。現在の人材育成ビジョンの中に主任相談支援専門員の役割を入れていくということで、既に入っているところが導入編の１番です。それ以外の内容ということを今後、入れていくということで。そしてその案がこの本編に書いてある内容になっていますが、いかがでしょうか。

　まず、導入編の現状に今書かれている内容になりますが、「求められる力」として３点挙げられていて、国でもいっている「地域づくり」、「人材育成」、「困難事例の対応」ということで３つ掲げていることになりますが、このあたりの核となる主任相談支援専門員の役割ということで、今回から足しておいたほうがよいということがありましたら。特に基本部分についてはありませんか。大丈夫ですか。

○委員

アンケートとの乖離が大きすぎて少し悲しいと思っていたのですが、本編のほうで細かくいろいろと書いてあるので、そこをベースに考えればよいのではと思いました。

○事務局

　そうですね。フォローアップ研修会というものがだいたい主任が２００人くらいいる中で、７０人くらいですか。参加されているのは。その中から４０人くらいの方々が書いてくれたアンケートです。だから、その２００人の中でも意識の高い方々が４０人参加されていますが、書いていただいたアンケートにはこのようなことが書いてあるので、残りの１６０人くらいの方は、もっと意識レベルが低いのではということも考えられると。

○部会長

いかがでしょうか。このアンケートに書かれている内容と、ここの本編も含めてですが乖離があるというご指摘ですが、いかがですか。

　役割ということは、市町村へ降ろしていくわけですが、市町村としてこのように設定をして欲しいということと、実際に協議会として設定をして欲しいとかいう部分ということが違うのかもしれないと感じたのですが。

○委員

市町村として主任を配置するということと、協議会で。

○事務局

例えば、協議会への参画という部分についていうと、おそらく、協議会の皆さんのご理解ということが難しいと、そのような意味ではないかと思います。

○部会長

そもそも、市町村として主任の役割ということを明示するというところがまず、きたほうがよいのではという気もしますが。

○一同

　はい。

○部会長

　今日もある市の自立支援協議会に参加してきたのですが、やはり、「主任の位置づけが明確ではない」ということが意見に出てきていて、特に指定特定で主任になっておられる方の役割が見えないということが意見としてあって、例えば、あってはならないことですが、その方たちがそもそも自立支援協議会に参加してくれないなど。そもそもの方針がないからということなので市に訴えられていました。

　何か、市に求めるところ、自立支援協議会の体制として求めるところの整理もいるのではないかと思っています。

　それこそ、今日参加した市町村は、自立支援協議会のPRということを去年（令和５年）にされていて、その成果を話されていたのですが、そこも今後は、主任のPRもしてもらいたいとか。広報誌に自立支援協議会の活動とか、それこそ委託相談の活動というものを紹介するページを作っていただいて、そこに出していただくとやはり、相談がきたということで報告をされていたのですが。だからやはり、主任のPRということもここで出ていますので、市町村にしていただきたいということと。それこそ、市の配置の現状ですよね。それを出してもらわないといけないのですよね。

　あとは、忙しさというところで役割が出てきているのですが。ただ、指定特定の計画もしながら委託もやって、基幹もやってということが多いとやはり、指定特定のほうに結局は取られているということが現状なのですね。

　そのあたりの住み分けということでいえば、大阪市内は、基幹と委託が一緒になっているのですが、指定特定を辞めるということが基本方針として出してはいるのですよね。しておられる所もあるのですが、そこでの実際に担うことができる部分というものは、変わってくるだろうと。

○委員

主任相談の研修を受けてなった者として、主任相談の研修を受けました、「ああ、主任相談はいろいろなことをしないといけないのだなあ。大変そうだな。今のままでは駄目なのだろうか。」と研修を終えて思い、地域に帰って地域で主任として何も求められなければ、結局そのままになってしまっているような現状がこのアンケートではないかと思いながら読んでいたのですが。

　だから、主任になった方々が「自分たちの地域をどのようにしようか。」という話し合いももちろんなのですが、やはり、行政が「これを」ということを求めてもらいたいということは正直あるのではと思いますね。だから、大阪府から行政に降ろすときに、各市町村に降ろすときに「これは主任に課してください。」というような明確なメッセージが欲しいと思います。しかし、これでよいとは思うのですが、「このようなことを急に求めても大丈夫なのだろうか。」という気持ちも少しあるのではと。

○委員

やはり、このアンケートに書いてあるとおり、資格を取ったとしても何も変わらないし、自分が何をすればよいのかわからないと。だから、主任は取ったけれども、今と変わらないということはよく聞く正直なところです。

　おっしゃったとおり、皆さん忙しい中で、していただくので、少しずつ段階的にまず、「第一段階ではこれをしてください。第二段階ではこのようにしてください。」というようにしていって、部会長もおっしゃったようにPRが必要ではと。少しずつ階段を上がるような形で。忙しい部分でいきなりいうと、大変だと思いますが。

○部会長

　まず、主任になって何に手を付けていただくことがよいのかというところですね。

○事務局

　先日、個別で説明をしている中で、今日欠席の委員からは、「主任の業務のチェックリストのようなものを付けて欲しい。」と。そのように言われています。

だから、事前に作って助言いただいた委員に見てもらいながら、次のこの部会で皆さんに見ていただこうというように今、思っています。

○部会長

　ただ、この本編で役割分担をもっと具体的にしていくということですね。特にその中でも、指定特定に求めるところ、基幹や委託に求めるところという色分けが少しできるとよいのではと思いますが。

○委員

この役割分担のところを相談支援専門員の初任・現任・主任のときに「二重丸」と「丸」と何とかという細かいほうがあるではないですか。あの細かくという意味ではなくて、それが地域の現状によって違うので、例えば、東大阪市だと、委託相談の仕様書の中に自立支援協議会の参画は明記されているので、委託相談にもこの自立支援協議会の項目は全部、担って欲しいとか、何かそのあたりは地域の実情によっては違うだろうというところは「白丸」にするというようなそのくらいの濃度は欲しいと思います。

○委員

アンケートでプラスの意見はなかったのですか。

○事務局

　プラスの意見ももちろんありました。

○委員

　どうしても私たちは、ネガティブな意見に引っ張られるので、少数派の意見がすべてというような感じになってしまう。何かポジティブな意見はなかったのだろうかと思って。

○事務局

　この最後の好事例の中に。

○委員

　それですか。

○事務局

　地域によっては、もう既に主任だけの連絡会というものを立ち上げて「どのようにしていこうか。」と考えている所もありますので。

〇委員

　現状から言うと、今回も、自立支援協議会ということがたくさん入っているのですが、現任の研修をしたあとに皆さんに「自立支援協議会を知っていますか。」というと、まず、相談支援専門員のほとんどが知らないと。何をしているかもわからない。それから「話し合いをしましょう。」というと、「もう、うちは使えない。」等のように愚痴しか言わない。それを聞くと、講師として悲しくなる。ファシリテーターも一緒になってそれに乗っかっているという状況もあって。

　今回、自立支援協議会があるのですが、やはり、地域の状況に応じた、地域共生がいわれているので、「各市町村の中での状況に応じたあり方をまずは検討してください。」ということを入れるとよいのではないかと思いました。おそらく、東大阪市でも一番近くの柏原市とも全然、状況が違うし、ニーズも違うしということがあるのでやはり地域の状況に応じたということを入れるとよいのではないかとは思いました。

　それから、もう一つがこれは介護保険でもそうなのですが、主任ケアマネがいるのですが、一般のケアマネさんは「主任ケアマネが怖い。」というのですよね。相談に行っても結局、「どうしてできないの。」といった感じで、乖離があるということで、今はもう助言とか指導という言葉が指示・指導するというようなイメージがあって、スーパービジョンというものは、そもそも「指示、支える」ということが大事なので、何かもう少し、地域の方々を相談支援専門員が支えるとか、フォローをしていくとか、そのような表現に少し変えていくともう少し優しくなっていくのではと思いました。

　「地域の状況に応じた」と今、言ったように、もう少しそれを明文化し、そして役割は、あくまでもフォローをしていくというか、支えていくというような表現がよいのではないかと。

○部会長

　特に今の話でいうと、指定特定にいる主任はやはり、地域の相談支援事業所の支え手になって欲しいというところですよね。あと、ピアスーパービジョン的に関わる。同僚としての関わりということでしていただきたいと思いますね。

　そして、やはり困難事例の検討ということは、基幹とか委託の主任が中心になって会議を開催することであったり、そこの助言ということに入っていただいてということですよね。

　あと、アウトリーチの部分などを指定特定の主任を入れておいてもよいのではないかと思います。

○事務局

　それは、指定特定の主任という特有の強みみたいな感じになるのですか。

○部会長

　チェックリストに入れてしまうと、「もうできない。」という話になっていくので。何というのでしょうか、意識のような。「積極的問題把握の意識」などですね。それとか、例えば重度の障がい者で、家族介護にずっとなっているというところをきちんと行政につなぐとか、きちんと支援サービスにつなぐというような発見機能というものを。主任だけにしないほうがよいかな。

　やはり、それを本来はしていかないと問題把握はできないので。それを主任が担うということは難しいのですが。何か意識として持ってもらうとか。そのようなことが欲しいと思っていますが。

○委員

　導入編に書いてある、「地域課題を的確に把握し」というところが非常に簡単に書いてあるのですが、ここはかなり肝だと思っていて、私は、今年の主任相談を研修のときに、「東大阪市でこのようなことを主任相談支援専門員としてやっているよ。」ということで、１時間講義を持たせてもらったのですが、その中でずっと喋っていたことが、地域によって基幹の動きも主任相談の動きも全然違うという現状があるから、地域で何を求められているのか、主任として何を求められているのかということを地域に帰って、見つけてください、探してください。地域によってまったく違うのですよ。」というメッセージを出し続けたのですが、返ってきたアンケートの中で、結局、「私は何をすればよいのかわかりません。」というアンケートがあって、私の講義にも問題があったかと思うのですが、「メインメッセージが伝わらないんだ、ハウツーを知りたいのだ」というような。でもまだ、ハウツーというようなことがないというところがなかなか入らなくて、そう思いながら地域に帰ってしまうと、「地域課題を誰かが教えてくれたとすれば、理解します。」ということになってしまうのではないかと。

　アンケートの中でもそれがあるということは、自ら積極的な働きかけをしていないためということが原因だと思っているのですが。

　これだけ人数が増えると、いろいろな方がいらっしゃるかと思うので、その中でどのようなメッセージを出せば、より多くの方に伝わるのかなということは慎重に考えないといけないと思います。

○事務局

　よろしいですか。今、「地域に帰って探してください。」というメッセージを伝えたときに「帰ったけれどもわかりませんでした。」という人は、どのようなアクションを起こされたのですか。

○委員

　私の講義のアンケートなので、その場で書かれるのですよ。だから、私の講義内にハウツーがなかったことが何か不満というような。

○事務局

　即答えを書くのではなくて、少し自分で考えるとか、ほかの人に聞いてみるとか、自立支援協議会に参加するとか。そのようなことですよね。

○委員

　そうです。それを考えて欲しかったのですが、考える講義ではなくて、「もう少し何か具体的に教えて欲しかった。」という感じだと思うのですが。そして「結局、私は何をすればよいのですか。」と。

○事務局

　確かにおっしゃっているように、一つの事例を出してもおそらく、「うちの事業所はそうではない。」といった答えがまた、予想されるので、具体的に伝えてもなかなか難しい。「うちの事業所はそれではありませんので、できません。」という感じになるので。主任がそれをおっしゃっているのですか。

○委員

　今年の主任研修を受講していた人たちです。

○委員

　ただ、主任同士でブラッシュアップをしていくしかないということが非常にあって、地域の人数を出しておられたではないですか。あれは実は、東大阪などは、そのあたりは顔が見えているので、どこの誰が今年は受けて、来年はどこの誰が受けに行くというようなことはわかっているのですが、私のほかに主任が何人いるか知りませんというような市もあったりして、何か主任相談の連絡会というか、それは絶対に必要だと思います。その主任同士でどのようにして、ブラッシュアップをしていくことができるか。あの研修だけでは全然。危機感を持って、「私は主任だから地域からこれだけ求められているのだ、今のままではよくない。」という感じにならないと時間を割いてブラッシュアップなどをしないので。

○事務局

　例えば、そのような連絡会を。勝手には発生しないと思うので、そこを行政が呼び掛けたりするほうがきっとよいのですよね。

○委員

　そうですね。

○部会長

　堺市が割とされているのですね。

○委員

　東大阪市は、非公式で始めました。スーパービジョンを今、東大阪市は非常にやっているのですが、主任を取った基幹。これは基幹内だけですが、基幹相談の中で、主任を取った人たちを地域にＳＶ（スーパーバイザー）として派遣するまで内部で非常にやったのですね。今もやり続けているのです。そしてやっと、地域に出て行くことができるようになった感じ。それまではインターバルを受けていたので、すぐにできるようにしていたのですが、委託相談に向けて今とてもやっていて、それも何かたくさん、練習がいるなということを思っていて実行していたのですが、その主任相談になってからどのようにして、地域で育っていくのかということが難しいと。「地域で主任を育てないといけないのだ。」という。どのように表現をすればよいかわからないのですが。

　主任が現任者や初任者を育てなければいけないということもあるのですが、主任同士で育ち合わないといけないというところがもう少しメッセージに入ってもよいのではと思います。

○委員

　今言われたことは、人材育成のことで、私は１５番に入っていると思っていたのですが、あまりその意味では入っていない。「近隣市や圏域の主任相談支援専門員と連携した研修会を企画運営する。」と、私はここに入っていると思ったのですが、そのような意味ではなくてもう少し突っ込んだ形で。

○委員

　市内でももう既に複数人いる所が多いので、意味的には包括されていると思うのですが。まず、市内からでも十分ではないかと思います。２人いればもう、できそうな気がします。

○事務局

　研修会がよいのでしょうかね。ＳＶ研修会。

○委員

　ＳＶを入れたいですが。

○部会長

主任の連絡会を作るというのは、市にお願いをするという形で出すということも一つですし、そこからＳＶの派遣ができるようにするということも少し書いてもよいのではないかと思いますね。

○委員

　そのような調整機能も持たせることによって、特定の事業所に負担がかからないようにするとか、ＳＶを通じて地域課題を把握するということも更にしやすくなるということでしょうか。

○事務局

　今は、行政に対しては、「主任相談支援専門員の役割を整理してください。それを管内に周知してください。」ということだけなのですが、それにプラスアルファ「行政として、主任相談支援専門員の連絡網のスタートアップ」などですね。あと、おっしゃっていた「主任のＳＶの人材バンクも考えられます。」というそのような感じでよろしいですね。おそらく、明確に書いてあげたほうが市町村も動きやすいと思う。

○一同

　そうですね。

○委員

　「最後に」というところのメッセージが、個人的にはあまり腑に落ちない。「主任相談支援専門員の役割、仕事の範囲が違います。」といわれると主任相談支援専門員の方はどうなのでしょうか。

○委員

　言い訳ができそうな気が。結局、地域に住んでいる当事者さんがどのようになればよいのか、そこに主任がどのように関わればよいのかという。私たちはやはり、「ケースで動いていくらもらえるか」なので、何か「最後に」ということでわざわざメッセージを作るのであれば、そこからきて欲しいとは思いますね。

○委員

　もっと理念的な感じのことですか。「主任はこのようにあるべきだ」というような。

○委員

　結果的には、住みよい街を作るためなので、そこでの自分自身の役割のようなもの。言葉にできないのですが。

○委員

　今回、これを見ていると、私は、利用者が見えてこないのですね。

○委員

　そうですね。

○委員

　やることのリーダー的だとか、「地域を見なさい。」という感じがあって、ここにご利用者さんが見えない。本来、ご利用者さんの生活を支えることが私たちの仕事なのに、まったく、利用者が見えないということが気になっていました。これを見たときに。そしてまた最後が「リーダー」になって終わってしまうと、結局何か、「偉そうにすればよいではないか。」というような感じになってしまうので、やはり、「もっと地域に根をはって」とか、「利用者の生活の困難さをもう一回、皆と考えていこう」などのほうがよいかと。

○委員

　そうです。そのような感じです。

○委員

　これを最後に読まされると、何か少し腑に落ちない。

○委員

　結局、困難事例について、相談支援専門員も対応が困難だと思っているけれども、「困っているのは本人だ」というようなところからいうと、それを皆で支えていくその支援者を支援するということでもあると思うのですが、あまりくどいようになってはいけないと思うのですが。そのあたりは得意な方に。

　しかし、おっしゃるように当事者の方がもう少し入っていっても。見えやすいように。「何のためにやっていくのか」というような。

○事務局

　なるほど。おっしゃっていただいたような感じで。もう、私たちは、「リーダーであるべき」、「相談支援専門員さんのお手本になってね。」という観点でしかこれは見ていなかったので。おっしゃっていただいたことはとてもありがたいというか。抜け落ちていたので。そのような視点で見直したいと思います。

○委員

　私の所はずっとインターバルを受けているのですが、インターバルを受けたりとか、ＳＶに行かせてもらったときに結果、こちらがとても勉強になっているということを割とフィードバックするのですよ。「今日、とても勉強になりました。私が。」といいながらそこで初めて、次につながるではないですが、主任が来て偉そうに言って帰っていったではなくて。自信満々で行っているのではなくて、一緒に勉強させてくださいという感じで行っているのですが、ＳＶは本来そのようなものかと思っていて、だからリーダーメッセージが強ければ、少し違うものになってしまうかもしれないですね。

○委員

　一番上はよいと思うのですね。地域によって主任相談支援専門員の役割や仕事の範囲が違って。役割や仕事の範囲が異なると。そしてそのためにも、「このようにしてください。」という。日本語ですかね。「利用者の声に耳を傾けることができるような体制を皆さんが中心になって作ってください。」というような。

○部会長

　今のお話で言うと、やはり、地域の利用者の方をよく理解するというところは、相談支援事業所を通じての理解というところをしっかりとまずはしていただかなければいけないと思いますね。

　それが事例検討の場とか、スーパービジョンの場だけで留まらず、実際に利用者さんと出会うというところまでしていただくということが大事ではと。確かに、よくされている基幹の主任相談支援専門員の方などは、本当に利用者のことをよく知っているなということもありますよね。

　そこがあるから、その地域の相談員の方の信頼にもつながると思うのですよね。それを入れたほうがよいのかもしれませんね。実際の利用者を理解することが、地域の相談支援専門員の信頼は。そのようなことですね。「スーパービジョンとは」と口で言うだけではなく。実際は知ったうえでアドバイスをしていくというそのようなところがいるのかもしれません。

○委員

　この、「主任相談支援専門員の役割や仕事の範囲が違います。」とありますが、違うのは、地域の課題が違うからで、「その地域の課題を自分たちで確認してください。」という話であるとか、あと、「一人で抱え込まない。」ということも書いていたので、主任相談支援専門員が困ったときに誰に相談をするのか。それが自立支援協議会だったりとか、ほかの主任相談支援専門員の仲間だったりすると思うのですが、主任相談支援専門員になるといきなり、誰にも相談ができないということになったということもおかしい話だと思うので。そのあたりも入れたいですね。

　リーダーメッセージをきちんと受け止めて、「リーダーたるもの頑張らなくては。」という人たちがたまにいらっしゃるのですよ。主任の中にも。しかし、結局誰にも相談ができていないという。

○事務局

　なおさらですね。市町村に向けたメッセージで、「主任連絡会を作ってください。」と。

○部会長

　いかがですか。何かご意見はありますでしょうか。

○委員

　「主任相談支援専門員が増えて、入ってきて、協議会が活性化しました。」などという事例が出てくればよいのではという希望が。

○事務局

　またアンケートの結果に関しても入れておきます。

○部会長

　地域を活性化している中心的な相談員の方が主任になられたということは実態としてはありますね。なるべく人がなってくださっているなということはあるかと思いますが。難しいですよね。

　今度、大阪市が指定特定で主任になられる方に対して、一定の要件といいますか、枠組みを示したのですが、市町村で検討したほうがよいのではないかということも少し思っていて。

　先ほど言ったように、また、自立支援協議会に来ないのに、指定特定で主任になられるという人ね。今度は加算というところがまずあるという方はやはり避けるべきなので。主任になるための枠組みということを市町村でも一定、設定をされることが望ましいことだと思いますが。

○事務局

　一応、今回の加算は、体制加算ということになると、おそらくその事業所でサービスを作ると、一人当たり１カ月で３００単位付くということになってしまうので。何もしなければ、何をしても同じことになるので、それをきちんと、主任になって加算を取られているという方にはそれなりの役割を果たしていただくということをどのように担保していくかということがとても大事だと思っています。

○委員

　大阪市が示された、指定特定の主任の役割というものは、もうオープンにされているのですか。

○部会長

自立支援協議会の中では、オープンにしていると。資料が出ているのではと思いますが。ただ、自立支援協議会の中で中核的に相談支援を行っているとか、ファシリテーターの経験があるとかそのことは入っていますが。

　いかがですか。またチェックリストも作られるということにはなるようですが、その基になるものがおそらく、４番の「役割分担」になると思うのですが、このあたりで表現などをもっとこのような項目を入れたほうがよいというものがあれば言っていただければと思いますが。

　先ほど、「丸、二重丸のように色分けをしたほうがよいのではないか。」とかいうご意見がありましたが。９番は、２つに分けてもよいのではという気がしたのですが。他事業所の困難個別事例については、主任相談支援専門員を含めた困難事例検討会議を行うとか。もしかすると抽出がもっと手前にあるのかもしれませんね。地域で抱えている困難事例の抽出が。「抽出を行い自立支援協議会の中において、主任を中心とした検討の場を設定している。」。そして更に、「自立支援協議会の中でも複合的な困難事例についての対応が難しい場合には、重層的体制につなげる。」という２つに分けて。やはりそこのつなぎの部分は基幹や委託だと思いますが。その自立支援協議会の中での困難事例の検討については、３つそれぞれしていただければよいですし、もちろん、委託や基幹がリーダーシップを取って場の設定であるとか、スーパーバイズについては、中心的にしてもらってよいのですが。指定特定の所も自立支援協議会の中での困難事例検討というのはしていただいてもよいと思いますので。２つに分けたほうがよいのではと思いますね。

○委員

　自立支援協議会の運営と参加を少し分けたほうがよいのではと思うのですが。それこそ、もう参加だけではきっといけなくて、指定特定でも自立支援協議会で主任として出るのであれば、もう参画側のような気がするのです。そのあたりの言葉をもう少し。基幹相談は運営までくると思うのですが。そして、委託はどちらもあるのではないかと。

○部会長

　そうですね。協議会を少し整理したほうがよいかもしれませんね。

　国研修も今回、内容は変わる可能性があるのですか。

○事務局

　そうですね。報酬改定もありますので、次が３月１５日と聞いていますので、若干は変わってくるのではと思います。

○部会長

　少し気になっていることが、例えば、緊急事態の対応とか、生活支援拠点事業へのつなぎとかそのようなことがもっと入ってくるとまた、入れないといけないと思ったのですが。このあたりは特に決定は今のところはありませんか。

○事務局

　そうですね。

○部会長

　虐待とか。そのあたり、役割が積み重なっていくということはない。

○事務局

　ないというか、基幹の役割では積み重ねは。

○部会長

　全体としてはもう、入っていますからね。虐待も一環と。

　特にそのようなことは今はないですか。

○事務局

　今のところはない。基幹としての役割は強化されていますが、主任としてということは今のところは付いていないですね。

○部会長

　わかりました。いかがですか。これは、次回にもう、形を固めてしまうということになるのですね。次回５月くらいに。

○事務局

　５月もしくは６月くらいで考えています。

○部会長

　途中で少しやり取りをしたほうがよいかもしれないですね。形がかなり変わりそうな気がしますので。

　ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　いろいろな意見があって、事務局も整理するのが大変ではないかと。とりあえず、市町村に求めることは出していただいたほうがよいのではと思います。表現の中であまり、スーパービジョンや、指示・指導ということにならないような表現になっているかと思いますし、地域理解、利用者理解ということですね。そこへつなげていくような役割というものを入れていく必要があると思います。

○委員

　何か、自己研鑽のようなこと。その利用者理解を困難事例に対応するためにとか、利用者理解を深めるために主任相談支援専門員としての自己研鑽的な。既に育った、既にリーダーという感じなのですが、「リーダーであってもこれからまだまだ、成長しなければいけないのですよ。」というようなメッセージを。今のことを聞いていて、欲しいと思いました。

○委員

　それは、「最後に」というところに入ればよいのではないですか。

○委員

　はい。そうです。

○委員

　「自己覚知とか、自己研鑽をして高めていってくださいね。」。これですよね。

○部会長

　フォローアップ研修は今は、年１回ですか。

○事務局

　１回ですね。

○部会長

　それも何か。もう少し増えてもよいかもしれない。

○委員

　同じ内容でよいから、複数回して欲しいと思う。私の所は、全員を出すことができないので。

○部会長

　そうですよね。

○委員

　分かれているとありがたいと思います。

○事務局

　市町村協議会の情報交換会なども利用させてもらって、１回から回数を増やすような感じで。

○部会長

　そうですね。

○事務局

　趣旨としては、研修会という呼びにされているのですが、本当の正式な名称は、連絡会なのですね。大阪府はあくまで、提供できているものは、フォローアップ連絡会ということで、大阪府の中の主任の皆さまにお集まりいただいて、まさに今、お話されていたことを議論していただく。

　自分たちが地域で何ができているのか、どのような情報が欲しいのか、ほかの地域で何をしているのかという情報交換をしていただく。ただそこに、国の指導者養成研修を受けていただいた方に伝達研修をしていただいたりとか、研修的な要素もあるのですが、どちらかというと自分たちで話し合いをしていただくというか、その意味合いが強いということが現状です。

○部会長

　それでよいと思いますが。今のところは。やはりこのようにつながりができてくると、もう少し学習をしていかないといけないなど、本当に研修会とか、学習会という動きになっていくとよいのですが。

　それでは、事務局に整理をしていただいて、また皆さんにお示しをしていただければと思いますのでお願いいたします。「主任相談支援専門員の役割について」は以上で終わりたいと思います。続いて、資料２の「地域生活促進アセスメント事業について」ご説明をお願いいたします。

○事務局

　それでは、資料２をご説明させていただきます。大阪府が来年度（令和６年度）から新規事業といたしまして、地域移行を進めていきたいと思っております。３カ年かけて、この事業を考えております。資料２を読み上げますと、「大阪府内の障がい児者のうち、施設入所を希望しつつ、自宅やグループホームなどで待機をしている方は、令和５年４月時点で１，０７７人。」と。つい最近、大阪市からも連絡がありまして、大阪市で４００人弱と聞いていますので、大阪府内ではトータルで千四百数十人になるのではと。

　その主な理由は、「したいけれども施設に空きがありません。」とか、「もう地域で生活をすることができないから。」という内容でした。また、令和４年度に大阪府の自立支援協議会、親会から地域における障がい者等への支援体制について提言がありまして、その提言では、「障がい者支援施設からの地域移行を更に促進をして、入所待機者を解消するために、市町村における相談支援体制の充実強化、地域での支援体制の整備が求められております。」と。

　このような状況の中ですが、大阪府といたしまして、入所を待機している方を解消するためには、「民間の相談支援専門員が地域をまたがる調整、本人や家族等への説明能力、幅広い専門知識、ノウハウが必要となってきます。」と。そのため、大阪府が各圏域から選抜された相談支援専門員の地域生活促進パートナーと一緒になって、協同して施設入所、退所にかかるアセスメントシートやマニュアルを作成して、府内の市町村や民間事業者へ普及することで地域生活の促進を図っていきます。」と。事業期間につきましては、３年間。来年度(令和6年度)は、マニュアル等のツールを作成して、令和７年度は、大阪府内の市町村のうち、モデル市。このモデル市というものが地域生活促進パートナーの地元市です。地元市で、試行的に展開します。試行展開をした結果、反省点などがあればマニュアルを修正して、令和８年度から全市町村を回って、このツールとか、実事例の紹介、導入に関わるアドバイスを行っていきます。

　この地域生活促進パートナーにつきましては、この部会ですね。大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会のワーキング・グループとして、それを実施していきます。

　各圏域からのパートナーなのですが、資料の一番最後のページで、一覧表を付けております。大阪府内を８つの圏域に分けまして、大阪市、堺市、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南とこれが８圏域です。９から１２につきましては、大阪府のこの場所ですね。自立相談支援センターの職員と私ども本庁の障がい福祉室の職員２名と後、砂川厚生福祉センター（大阪府立砂川厚生福祉センター）の職員が１名で、大阪府の職員４名と民間の相談支援専門員８名とが一緒になって進めていければと思っております。

　具体的に、「何を作るのだ。」ということですが、この合計１２名で、資料の１枚目に戻っていただきますと、「業務内容」というところで、１つ目。「入所待機者のうち、地域で生活が継続できる方を選定や支援をするための書類作成」、２つ目。「施設入所者の退所を促進するための相談支援ツールを作成しよう。」と。３つ目が、「１番と２番の中でも、大半が強度行動障がいの方だと思いますので、「強行（強度行動）の方を支援する体制整備を検討していこう。」と。４つ目が「地域生活支援拠点との連携や、自立支援協議会を活用した検討方法」というものをこのマニュアルの中の①から④までを落とし込んでみたいと思っております。

　このバックボーンとなるものが、その入所待機者の状況なのですが、入所待機者の状況の調査というものが、今年度（令和５年度）夏に実施をさせていただきまして、お手元の資料の３ページ目です。上に「施設入所者の待機者に係る実態調査について」という紙があるかと思います。

　まず、１番目が、「待機者の総数」が１，０７７人。そのうち、６年以上待っていただいている、平成２９年度以前から待っていただいている方が６２０人ということで、約６割の方が長期に待っていただいている状況です。３番目「待機者の状態像」というところで、トータルが１，０７７人のうち、いわゆる強度行動障がい、行動管理の項目が１０点以上の方というのが６１９人います。一方で、行動関連項目が０点とか１点の方も入所待機をしているという人がおられます。この入所待機者の現在のお住まいにつきましては、自宅で家族と同居、自宅と単身ということが大半で、あとがグループホームになっています。

　右側にいっていただきまして、「待機者本人の年齢」は、やはりボリュームゾーンは団塊のジュニア世代の４０歳代が一番多くて、次に５０歳代。一方で、自宅で介護をされている方というのが団塊の世代の方がボリュームゾーンで、７０歳代の方が多いです。もう間もなく、８０５０問題が見えてくる状況になっております。

　７番目にいってもらいますと、「サービス等利用計画及び地域生活継続の可能性の検討状況」というところで、「地域生活の継続の可能性を検討していない。」であると。「可能性は検討していないのだけれども、入所は待機しているのだ。」という方が約半数の４９８人です。

　このような方々ですね。行動関連項目の点数が低い方とか、何も検討していない方の中には、「本当は入所しなくてもよいのではないか。」という方も一部入っているのではないかと思っておりますので、それらがわかってくるようなアセスメントシートというものを①番で作っていくことができればと思っております。

　最後に、その９番で「待機者に関する検討の場」というものがありまして、大阪府内４３市町村あるのですが、その中でも検討の場があるという所が８市町村。一方でないという所が３４市町村ということで、このあたりもマニュアルで検討の場というものを各市町村さんに「作ってください。」という進め方でいきたいと思っております。

　議題２の「地域生活アセスメント事業」につきましての概要を終わらせていただきます。

○部会長

　はい。ありがとうございます。このアセスメント事業について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

○事務局

　補足なのですが、経緯といたしましては、資料２の１ページ目の３行目くらいにあるのですが、令和４年度、昨年度に大阪府の自立支援協議会で、「地域における障がい者等への支援体制」というところで、「施設からの地域移行を更に促進するために、大阪府としての役割」ということをテーマに議論していただきまして、一定、その提言がまとまりまして、それに基づいて障がい福祉室各課で地域移行を更に促進するために何ができるのかということを、１年かけて議論をしてきています。

　そして、こちらの地域生活支援課においては、市町村への相談支援のパーツで地域移行を促進するために何ができるのかということで考えているものがこの事業という形になりまして、２ページ目で就労者支援施設や地域移行の受け皿となります、グループホームなどの基盤整備というものはまた別の課でグループホームの整備事業補助金や施設での啓発事業というものを来年度の事業として現在、予算要求をしておりまして、この議会に審議をお願いするという流れになっています。

　私どもとしては、そこの直接支援というか、プレーヤーをつなぐという相談支援のパーツで、各圏域からパートナーさんに出していただいて、そしてそのパートナーさんは、最終ページに名簿を付けています。

○委員

　東大阪市の方は、自立支援協議会の中で、地域生活移行プロジェクトというものをこの２年間くらいしているのですが、砂川厚生福祉センターから１人、地域移行を自立支援協議会でずっと取り組んでしてきた会議に参画していたことと、東大阪市で「入口会議」というものをしていまして、福祉事務所と障がい者支援室と基幹相談だけでしているのですが、入所申込みの窓口となっている福祉事務所から入所申込みに来た人たちを、入所に至らずにするためにはどのようにすればよいかであったりとか、あと、入所申込みの実態。まさしくこの入所申込みの実態なのですが、去年だったでしょうか。見直しをしたところ、１０名くらい減っているのですよね。既にグループホームに入っている方々も入所申込みの状態になっていて、改めて聞き直しをしてもらうと、「少し不安だったから申し込んでいただけでした。」であったりとか、「申込みをしていたけれども、もうグループホームで落ち着いているので、結構です。」というようになっていたりして、だからその待機リストを見直すだけでもかなり違うのではないかということは東大阪市では実感しているし、そこはもう中心的な人物なので。

○部会長

　待機リストというものは、市では把握されているものですかね。そして、それはもう、このパートナーの方たちもその情報を把握するということになりますが、そのあたりの手続き面というものが少し心配なのですが。これを移していくときに。そのあたりの承諾というものは、特に取らなくても大丈夫なのですか。

○事務局

　そうですね。パートナーさんには、その個人名ということはわからないという形でデータ提供をしたりだとか。

○部会長

　ツール作成なので、実際の支援ということでどこまで要るのかということは、そんなに要らないのですか。

○事務局

　そこまで要らないですね。

○部会長

　パートナーの方、１から４の役割を全部しないといけないのですか。

○事務局

　そうですね。これはちょうどメンバーが１２名いますので、１２名で１から３を班別に分けてということになると。４人ずつの班で、４×（かける）３の１２名で進めていきたいと思っています。

　来年度前半にその班別で考えて、後半にすべてまとめて考えて、最後に４の「自立支援協議会本編活用」まで決めていくことができればと思っております。

　次のケアマネジメント部会では、先ほどのその主任のお話とこのアセスメント事業の進捗状況の報告と、あと、また夏場に入所待機者の調査を考えていますので、どのような項目を聞けばよいのか、「聞いている項目はこれですが、追加で聞くことはありませんか。」など、そのあたりをまた確認いただければと今は考えております。

○委員

　繰り返しになりますが、当事者は関係がないわけですね。あくまでもツールをということですよね。「あなたは対象ですよ。」というと、例えば本人から許可をもらわなければいけない。情報乱用ということになるので。あくまでもツールを作ることであれば、本人さんは関係ないという理解でよろしいですよね。

○事務局

　そうです。令和６年度は、本人さんは関係ないです。令和７年度のモデル展開のときに計画相談が付いている方については、その計画相談員がモニタリングなどをして、そのときに「アセスメントをしますよ。」と。そして、計画相談が付いていない方は、行政側にお願いをしようと思っています。

○委員

　このアセスメントシートができれば、素晴らしいことだと思います。

○部会長

　待機者については、難しいことが、意志決定支援の部分というところをしっかりと位置づけることができるかということですよね。結局、親を納得させないと。親の意向が尊重されているという現状の中で。本当に意思決定支援会議というものをすれば、その人の意向として、施設ではなくてグループホームとか。それを出してよいのかどうかが。

　場合によっては、本人が地域で生活をしたいと言っていても、親御さんが、「あんたはもう、グループホームは無理やから施設へ。」となっている例もありますが。そのときにはきちんと本人の意思というものが尊重されているようなツールというか、それができるのかどうかという。それこそ、法的なルールも含めてそれの保障というものがあればよいと思いますが。

　私は、これは意思決定支援会議を経ているから、個々の意思というものは、尊重されなければいけないのだろうと思いますよね。

○委員

　東大阪市の中で、えーって感じだったのですが、家族さんではなくて、後見人に止められたのですが、大阪府としてこのくらいの動きをするのであれば、三士会にはいっておくとか、何か。後々にね。弁護士会と社会福祉士会と司法書士会くらいには、「このような動きをしているのだ。」くらいのことはあってもよいのではと。

　その、反対をしておられた理由は、「施設のほうが安いから。」という理由でした。

○部会長

　保護者もやはり、そこの部分ということがありますね。今回、グループホームの補助金を拡大するということは結構、されていると思う。利用上の負担ということではなくて、グループホームが設置しやすいようにということですか。

○事務局

　既存のグループホームを強度行動障がいの方も利用できるように、内部改修する費用を補助。それを今年度よりも来年度は倍増しようという。地域移行の関係で、４つの事業を来年度は考えていますが。この一つのアセスメントと、グループホームの補助金の倍増とあと、施設の職員とか、本人さん、保護者さんの意識改革のための啓発など。そして最後が、強度行動障がいの方々を施設できちんと受け入れができるようにということで、府立の砂川センターの職員とあと、学識の経験者の方とが大阪府内の入所施設を回って、コンサルテーションをしていくというような。このような４本立てで柱を組んでおりまして、そして来年度から展開していきたいと。

○部会長

　あと、やはり、施設を啓発というところがとても大きな壁なのですが、もう一つは、地域生活にグループホームもそうだし、一人暮らしも強行（強度行動障がい）の方にもしていただければよいのですが、そうなると重度訪問介護をたくさん入れなければいけない。そしてそのときに市町村が実はやはり、それに対して消極的であるという。お金がかかるということですよね。そのあたりが。

○事務局

　何カ所か回ってヒアリングをしている中では、結構この障がい者の報酬の部分というのは、対財政課的にも聖域になっていて、結構、「言えば言った分だけくれるのだ。」という市町村もあるのですが。

○事務局

　重度訪問介護の長時間の介護の部分については、支給決定の問題もあるのですが、本当に来てくれるヘルパーさんなどをどのように確保するかという問題もありますし。

○部会長

　ある市では言っておられますけれども、「少しうちは難しい。」と。「出せないです。」と。支給決定を出すことができないといっている市はあります。

　本当はね、強行の方は、施設よりもそのような一人暮らしのほうが向いていると思います。

○事務局

　そうです。

○部会長

　施設も非常に反発される施設はありますね。岸和田市が去年、入所施設に対して地域移行の促進のためのアンケートを取ったのですが、自立支援協議会で。もう、ある施設さんは、最初からお断りだと。もう、アンケート自体も駄目だと。重度の方は、施設で見ないといけないという考え方が非常に強くあって、難しいですね。

　各市町村は今、移行率は６％（パーセント）にだいたい達していますが、６％に出すべきではないと主張されていますから。とても頑ななので、やはりこの啓発はとても重要ですね。

　また、そのツールに関しては、東大阪市さんでもされているということなので、ちょっとノウハウを聞いていただいてですね。特に内容についてということではご意見はないということですね。ぜひ、積極的にしていただければと思います。

　それでは、３つ目の議題になりますが、「ケアマネジメント推進部会の運営要綱の改正」ということですが。

○事務局

　はい。それでは、議題３を説明いたします。資料３をご覧ください。先ほどの「地域生活促進アセスメント事業」の中に出てきました、「地域生活促進パートナーの関係」です。こちら、ケアマネジメント推進部会運営要綱の左下ですね。ワーキング・グループ第６条というところで、今これは、改正後の要綱を付けているのですが、裏面を見ていただきますと、新旧対照表があります。

　右側が改正前で、もともとは、ワーキング・グループが「相談支援従事者研修内容検討ワーキング・グループ」と。これが令和２年４月から初任者研修と現任研修の制度が大きく変わりまして、そのために作ったグループなのですが、今現在、研修の改正はありませんので、いったんこれを廃止いたしまして、今回新たに「地域生活促進アセスメント事業ワーキング・グループ」。そして担任する事務といたしましては、本部会の職員のうち、入所待機者や、入所者の地域生活を促進するためのアセスメント事業の内容の検討に関することを担任する事務で追記しています。それが資料３で、改正後を表に付けております。

　ワーキング・グループに属する委員等は、第６条の３で「部会長のご指名をいただきます。」と。４番目といたしまして、「ワーキング・グループにグループ長を置く。部会長が指名する委員等がこれに当たる。」ということになっております。

　実は、個別に説明に回った委員につきまして、この地域生活促進アセスメント事業を非常にやる気になっておられますので、「ドキドキしますね。」とおっしゃっていて、リーダーのこともお話をすると、「やります。」ということだったのです。

　この場で、部会長からこのメンバーの指名でよろしいということと、「この委員をワーキング・グループ長にします。」というお言葉をいただければと思っております。以上です。

○部会長

　はい。先ほどのアセスメント事業の中身を詰めていくワーキング・グループになるかと思います。これは要綱の中にも入るということなのですが、いかがでしょうか。ご意見等ないでしょうか。本部会の委員にも参加いただけるということでご承諾をいただいているということですね。

　またこの進捗については、こちらに報告はあると。そして、次回は、このワーキング・グループは何回か開かれている状況になりますか。

○事務局

　確か、１回だけだと思います。ゴールデンウィーク明けからキックオフをしたいと思っておりまして、来年度のこの時期のケアマネ部会で、「アセスメントシートをこの形で今、作り終わりました。」という報告をしたいと思っています。

　最後に参考資料を付けております。参考資料を１枚めくっていただきますと、大阪府内の基幹センター未設置市町の状況です。今現在、７市町が未設置で、羽曳野市、藤井寺市、泉大津市、泉南市の各市。それと忠岡町、熊取町、岬町という所で、羽曳野市、藤井寺市、泉大津市につきましては、令和６年度に設置予定で今、動いています。令和６年度なので、もう間もなくですね。２カ月弱です。そして、泉南市と忠岡町、熊取町は、令和８年度末まで。厚労省が示す、令和８年度末までには設置しますと。今のところ、各市町が令和８年度末までに設置する見込みで頑張っています。

　大阪府のアドバイザーもこの中で派遣されておりまして、羽曳野市と泉大津市と忠岡町に派遣中です。熊取町にも「アドバイザーの受入れをしませんか。」ということで投げかけはしているところです。

　もう１枚めくっていただきますと、細かくなるのですが、参考で、大阪府内市町村別の手帳保持者とか、サービス受給者数、基幹設置数と委託相談の設置数と指定特定の設置数、そして相談支援専門員の数ですね。あとは、主任相談支援専門員の研修の修了者数ということで、一覧表で載せております。

　このあたりも府内市町村にフィードバックできるように大阪府のホームページで掲載をしたいと思っております。

　最後ですが、「大阪府内の市町村のセルフプラン率」というものを付けております。障害者総合支援法で大人のほうなのですが、令和５年３月末時点で、大阪府内アベレージは４１．６％。一番、率が高いワースト１の所が１１番の枚方市です。８４．９％。大人の場合につきましては、全国平均では、１８％くらいだったと思います。

　児童福祉法のほうで、令和５年３月末時点で大阪府内アベレージは５１％。セルフプラン率が一番高い所が、池田市です。８９．３％。子どもについては、全国平均は２８％であったということで、大人のほうは、都道府県別でいくと、大阪府がワースト１ですね。子どものほうがワースト３くらいでしたでしょうか。参考資料のご説明は以上です。

○部会長

　はい。何か参考資料についてご質問等ありますでしょうか。一応、未設置の所も設置の方向で動いているということですよね。

　あと、基幹とか委託の設置状況が変化するときには、その一報にも必ず報告があるかですかね。例えば、市町村が直営でしていたものを民間のほうにとか。それは、必ず大阪府にわかるものですか？

○事務局

　『福祉の手引き』や、毎年大阪府のほうで時点修正をしておりますので、そこで報告といいますか、照会はかけて、回答案をいただいているという形になっていますので、変更はわかります。

○部会長

　状況を変えていこうということで、検討されているということを少し聞く市町村もあったりしますから。またそのようになると、それぞれの市の動きというものは変わってくると思いますが。

○事務局

　障がい者福祉計画でも、企画課さんのほうで、毎年ＰＤＣＡサイクルで回していて、ヒアリングというものをされていますので、その中でも市の考え方というところも資料、ペーパーと実際にヒアリングという形でお聞かせいただいています。

○事務局

　今、障がい福祉計画を市町村で事前にチェックはしているのですが、基幹センターの設置年次が書いていなかったりとかするとそこは、「書きなさい。」という指導はさせていただいています。

○部会長

　セルフ（セルフプラン）の現状も出ていたり、出ていなかったりということがあるかと思いますが。

　あとはやはり、今、各市町村の相談支援センターで出てきている問題としては、インボイスの問題で、かなり経営的にしんどいということで、委託相談の方たちも委託料を上げて欲しいということで。

○事務局

　つい先日も堺市が新聞で出ていました。

○部会長

　大阪市はかなり上げていましたね。基幹については。その消費税分よりも業務が増えてきているのでということで。委託料を上げていますね。やはり上がっていないとインボイス等でしんどいと聞きますね。

○事務局

　基幹センターにしても、その委託相談にしても、行政の仕事を民間に委託をしていますので、いわゆる、社会福祉事業ではないのですよね。行政の仕事をお願いするにあたっては、やはり消費税を乗せて、委託発注をしないといけないし。一方で、受注者側については、それは社会福祉事業ではないので消費税の確定申告をしなければいけないと。それは、半年くらい前に厚労省から見解がきちんと示されたので、大阪府内の中でも、この委託とか基幹の委託発注の消費税が乗っていないところについては今、右往左往してこの市町村の２月補正の議会などでも消費税増額を要求したりしていますね。

○部会長

　ほかに、参考資料については特にありませんか。

　以上で本日の審議事項は終わりましたが、最後に何か言っておきたいことなどありますか。特にないようでしたら、事務局にお返しいたします。

○事務局

　部会長、長時間の議事進行をありがとうございました。また、委員の皆さまも遅い時間からご議論いただき、ありがとうございました。

　本日は、議論をいただきまして、議題１については、大まかな修正というところで、今後、来年度の１回目のケアマネ部会より前に事務局で修正した分を見ていただいて、何回かやり取りをさせていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

　それでは、来年度の１回目は、６月くらいを予定しておりますので、また日程調整などをさせていただきたいと思います。

　これをもちまして「令和５年度第２回ケアマネジメント推進部会」を閉会いたします。本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○一同

　ありがとうございました。

（終了）